

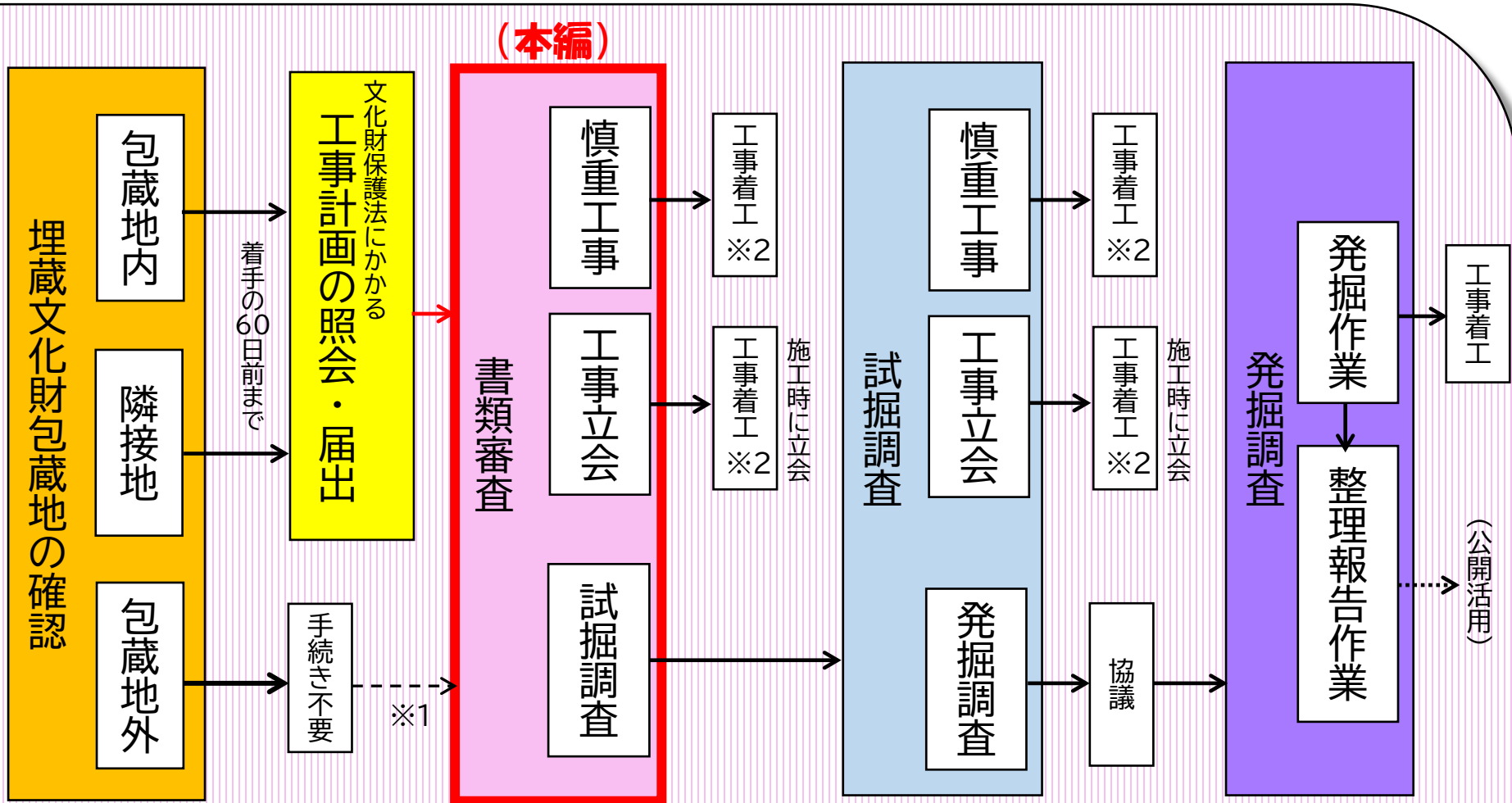
# 埋文のトリセツ



～福岡市埋蔵文化財包蔵地での  
工事手続きガイド～

③ 「『書類審査』ってなに？」編





- ※1 都市計画法にかかる開発事前協議申請や、採石法33条にかかる採取計画認可申請、盛土規制法にかかる事前協議申請を行う場合は、協議の対象となります。
- ※2 工事中に埋蔵文化財を発見した場合は、文化財保護法96条に基づき、すみやかな届出が必要です。



## 本編のテーマ「書類審査」

●提出された土木工事の計画と

埋蔵文化財との関係を図面上で確認し、

慎重工事

工事立会

試掘調査

のいずれかの結果を回答します。



まずはじめに…

手続きに必要な書式、電子申請の方法は、  
**HP「福岡市の文化財」**から確認してください。

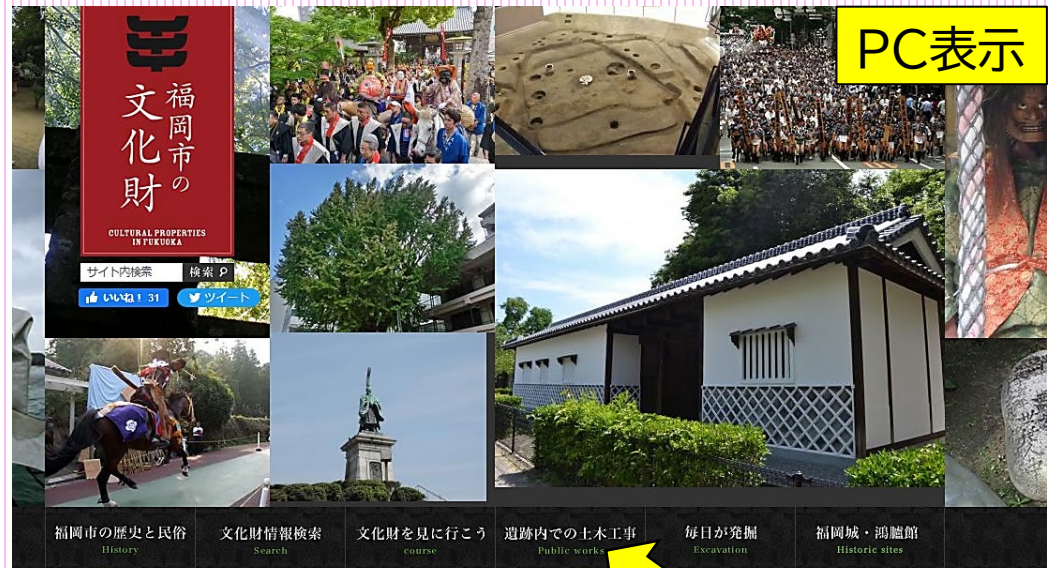
ホーム画面



写真の下のメニューから  
**「遺跡内での土木工事」**  
をクリック



**「2. 遺跡内における  
工事手続きについて」**



PC表示



詳細は、

② 「**照会と届出ってどうやるの？**」編をご覧ください。



## ◆書類審査基準

- 土木工事で影響が及ぶ範囲と

埋蔵文化財が存在すると想定される範囲

との関係を図面で確認します。

- 具体的には

基礎底の深さ

地盤改良の有無

切土や盛土の規模

恒久的構築物(道路等)の有無

などを確認します。



● 回答結果は主にこの3種類

**慎重工事** …… 工事着工可能 (※)

**工事立会** …… 工事着工可能(※)だが、  
施工時に職員が立ち会う

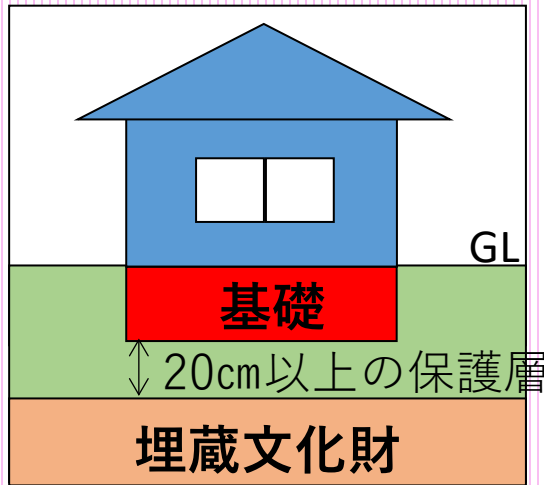
**試掘調査** …… 事前の試掘調査が必要

(※)工事中に埋蔵文化財を発見した場合は、  
文化財保護法96条に基づき、すみやかな届出が必要です。



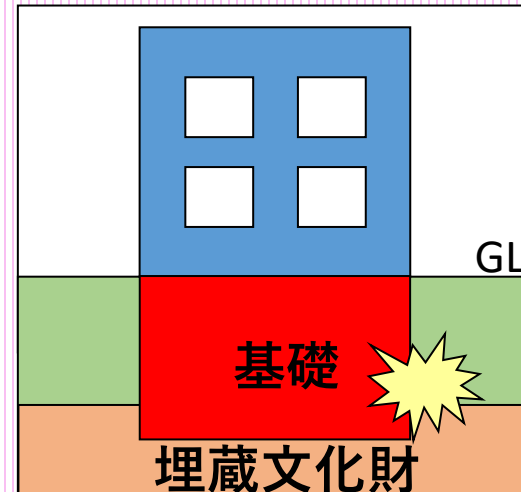
# ◆判断基準(建築工事の場合)

埋蔵文化財が存在すると想定される深さまで  
建物の基礎や地盤改良が及ぶかどうか



20cm以上の保護層を確保できる

→ 慎重工事



埋蔵文化財に影響する可能性がある

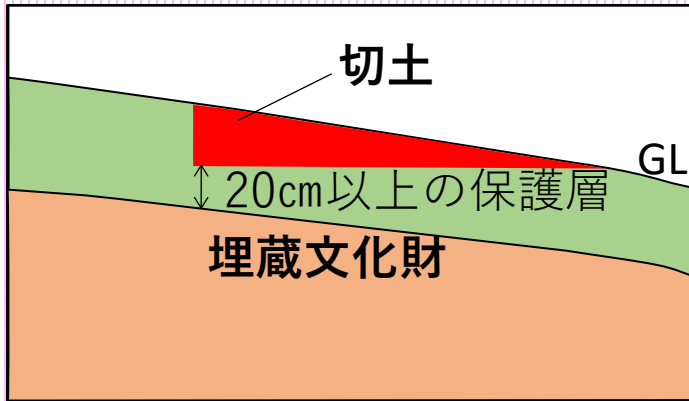
影響は最小限 → 工事立会

影響する可能性が高い → 試掘調査



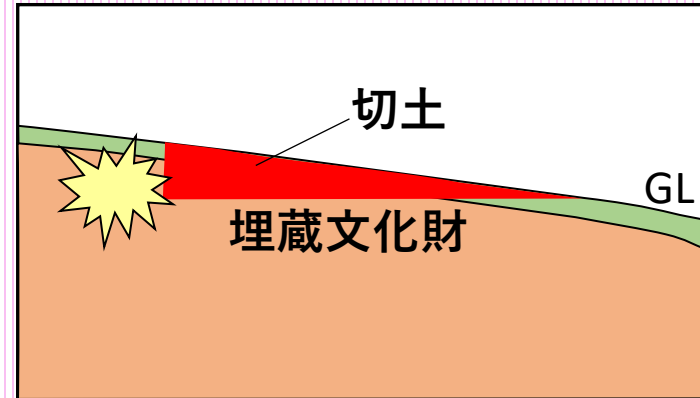
# ◆判断基準(切土の場合)

埋蔵文化財が存在すると想定される深さまで切土が及ぶかどうか



20cm以上の保護層を確保できる

→ 慎重工事



埋蔵文化財に影響する可能性がある

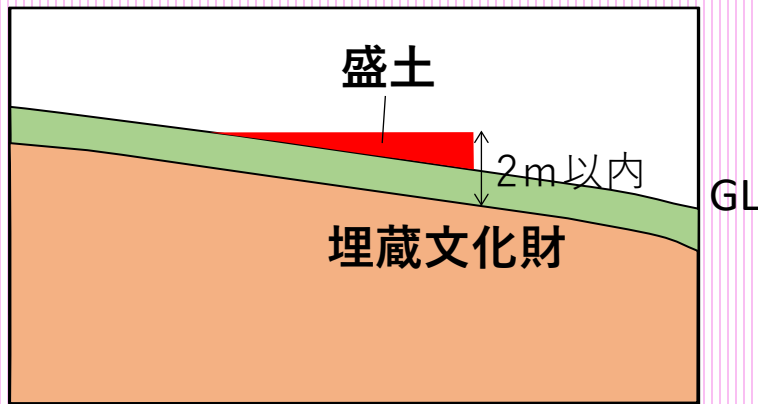
影響は最小限 → 工事立会

影響する可能性が高い → 試掘調査



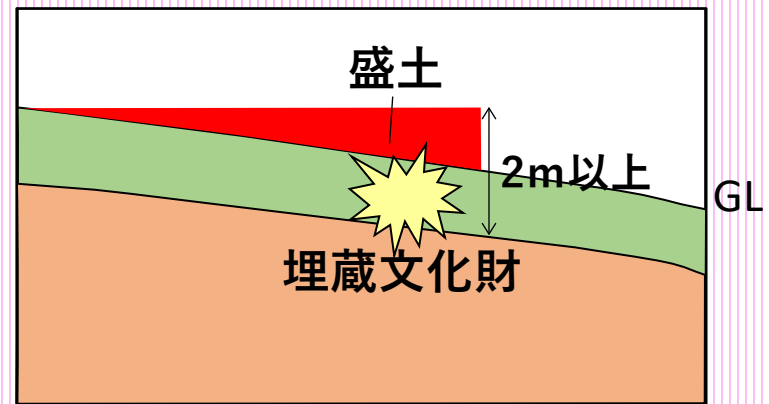
# ◆判断基準(盛土の場合)

埋蔵文化財が存在すると想定される深さから  
2mを超える盛土を行うかどうか



埋蔵文化財から2m以内の盛土に収まる

→ 慎重工事



埋蔵文化財から2mを超える盛土を行う

→ 試掘調査



## ◆判断基準(道路設置の場合)

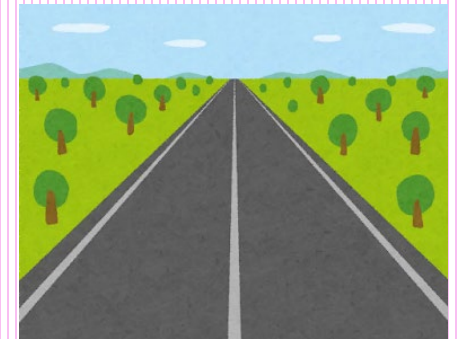
埋蔵文化財が存在すると想定される範囲に

道路等の恒久的な工作物を設置する場合は、

(道路(植樹帯、歩道等を含む。)、鉄道、橋梁、ダム、河川等)

**原則、試掘調査**を行います。

※その結果、埋蔵文化財が確認された場合は、  
工事に先立って**発掘調査が必要**となります。



## よくある質問Q&A

**Q: 基礎の深さが何センチであれば、  
試掘調査が不要になりますか？**

**A: 埋蔵文化財が存在している深さは、  
その土地によって、それぞれ異なるため、  
基礎の深さについての基準は設けていません。  
個別の判断になりますので、  
試掘調査が必要かどうかは、書類審査後に回答します。**



## よくある質問Q&A

**Q: 杭や柱状改良を伴う場合は、  
かならず試掘調査を行いますか？**

**A: 対象地やその近隣での試掘調査の結果次第では、  
試掘調査を必ずしも実施しないこともありますが、  
個別の判断になりますので、  
試掘調査が必要かどうかは、書類審査後に回答します。**



## よくある質問Q&amp;A

**Q: 売買を目的とした照会の際は、  
かならず試掘調査を行いますか？**

**A: 対象地やその近隣での試掘調査の結果次第では、  
試掘調査を必ずしも実施しないこともありますが、  
個別の判断になりますので、  
試掘調査が必要かどうかは、書類審査後に回答します。**



## よくある質問Q&amp;A

Q: 宅地造成を予定していますが、掘削や盛土は小規模です。  
試掘調査や発掘調査は不要と考えてよいですか？

A: 宅地造成後の住宅建築計画にも対応できるよう、  
事前に試掘調査をすることが望ましいといえます。  
また、**位置指定道路**は「恒久的な工作物」にあたるため、  
原則として、**試掘調査・発掘調査の対象**となります。



## よくある質問Q&amp;A

**Q:** 計画地では、過去に試掘調査を実施済みですが、  
再度、試掘調査することはありますか？

**A:** 審査の判断材料として十分な範囲の試掘調査を実施していれば、  
あらためて実施しないこともあります。

一方で、敷地の一部でしか試掘調査を実施していないなど、  
判断材料として不十分な場合は、

再度、試掘調査をして、確認することもあります。

個別の判断になりますので、

試掘調査が必要かどうかは、**図面確認後に回答**します。



## ◆書類審査の結果とその後の手続き

- 書類提出から、**開庁日で7日～10日程度**で、  
書類審査の結果について、**電話連絡**があります。
- 回答書が発行されている場合は、  
14階窓口で書類を受け取りが可能です。  
(電子申請の場合は、Grafferからダウンロード)



窓口での受け取りの際は、  
引換券の持参もしくは  
事前審査番号が必要です。



試掘は不要  
工事着工可

## 慎重工事

提出された工事計画を変更することなく、

慎重に工事を実施してください。

- 窓口で、回答書を受け取ってください。  
(電子申請の場合は、サイトにアップロードされます。)
- 工事計画に変更があった場合は、変更後の図面をご提出ください。  
再審査となる場合もあります。
- 万が一、工事中に埋蔵文化財を発見した場合は、文化財保護法第96条  
にもとづき、すみやかに届出をしてください。



試掘は不要  
工事着工可

**工事立会** 埋蔵文化財に影響がないか確認するために、  
職員が工事に立ち会います。

●窓口で、回答書を受け取ってください。

(電子申請の場合は、サイトにアップロードされます。)

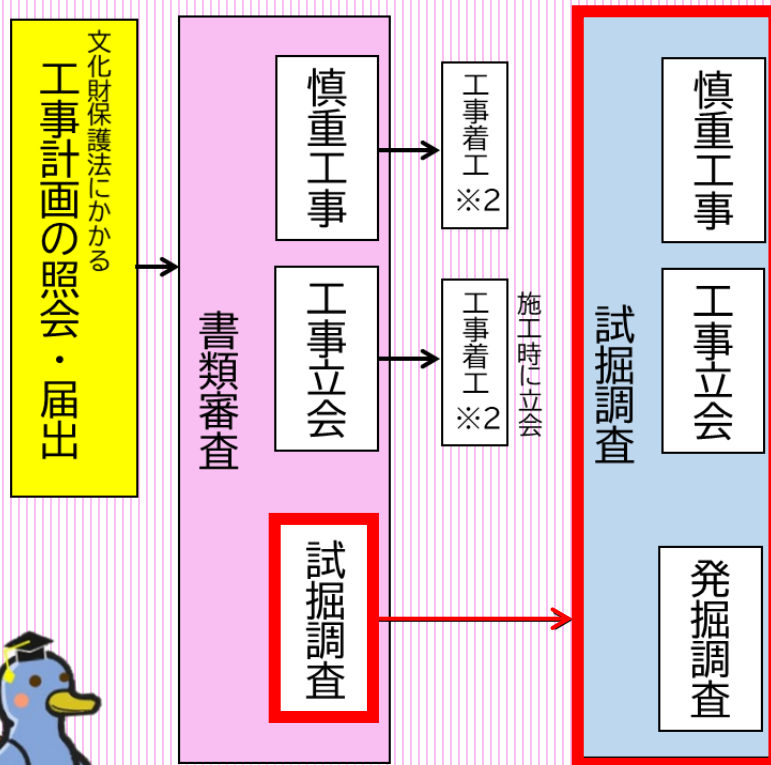
●**工事着工の1週間前までに**、当課にご連絡し、立会を実施する日程について、担当職員と協議してください。

●立会いのタイミング 基礎根切りの場合:掘削後～栗石敷設前  
表層改良の場合:掘削後～固化材投入前  
その他の改良工事:柱状改良・杭等打設時



# 試掘調査

埋蔵文化財の有無や深さを確認するために、  
敷地の一部を重機で掘り下げて、  
試掘調査を実施します。



このつづきは…

④ 「試掘調査ってなに？」編  
をご覧ください！



# 埋文のトリセツ

～福岡市埋蔵文化財包蔵地での  
工事手続きガイド～



丸隈山古墳の  
があこ先生

福岡市経済観光文化局  
文化財活用部埋蔵文化財課  
事前審査係



考古学者の  
たまごちゃん

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1(福岡市役所14階)  
TEL 092-711-4667 FAX 092-733-5537  
Mail maibunhouzouchi@city.fukuoka.lg.jp  
HP「福岡市の文化財」 <https://bunkazai.city.fukuoka.lg.jp/>